○農林水産省告示第八百四十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月二十九日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第80818号	工業汚泥肥料	工業汚泥肥料メグ１号	日本ミルクコミュニティ株式会社	東京都新宿区富久町10番５号
生第88386号	工業汚泥肥料	グリーングラス１号	東北デルモンテ株式会社	岩手県二戸市堀野字大畑51番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十七号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年三月二十九日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第23830号 平成21年６月18日	平成21年８月18日	木もれ陽（こもれび）	小春
第24114号 平成21年９月16日	平成21年11月30日	CFPC　ルイーザ	CFPC　マグリット
第24680号 平成22年３月16日	平成22年６月14日	美香（びこう）	河野美香（こうのびこう）

○農林水産省告示第八百四十八号

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針（平成二十二年四月九日農林水産省告示第五百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十九日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

第一中「ひっ迫基調にある。」の次に次のように加える。

このような中、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成二十三年十月二十日食と農林漁業の再生推進本部決定）がとりまとめられ、今後五年間で競争力・体質強化、地域振興に向けた施策を集中展開し、食と農林漁業の再生を早急に図ることが喫緊の課題となっている。

また、東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害対策への取組が新たな課題となっている。

第一中「食と地域」を「食と農業」に、「普及指導員が」を「普及指導員（第三の二の「農業革新支援専門員」を含む。以下同じ。）が」に改める。

第二の一中「の導入」を削り、同第二の二中「生産コストの縮減」の次に、「、輸出の促進」を加え、同第二の三を次のように改める。

三　人と農地の問題の解決に向けた取組に対する支援

人・農地プラン（地域農業マスタープラン）等の作成の取組に対する支援を行うとともに、地域の中心となる経営体である家族農業経営、集落営農、法人経営、新規就農者等の農地集積、経営発展等の取組に対する支援を行う。

また、女性の農業経営への参画及び起業活動並びに高齢者の豊富な知識等を活かした取組に対する支援を行う。

第二に次のように加える。

七　東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害対策への取組に対する支援

被災地域における復旧・復興に向け、農業者の集団化、新たな品目や高度な生産・管理技術の導入及び高付加価値化の推進に対する支援並びに原子力災害に対応した安全な農産物の生産等に資するための取組に対する支援を行う。

第三を次のように改める。

第三　普及指導員の配置に関する基本的事項

一　普及指導員の配置

普及指導員に求められる機能が十分に発揮され、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業の抱える課題への的確な対応が図られるよう、普及指導員を配置するものとする。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努めるものとする。

二　農業革新支援専門員の配置

高度な専門性を有し、研究機関、教育機関、行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、普及指導員の専門分野ごとにおける普及指導活動の総括・指導、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談、支援対応等を担う農業革新支援専門員を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう努めるものとする。

なお、名称が農業革新支援専門員でない場合には、農業者等に農業革新支援専門員であることが分かるよう配慮するものとする。

第四中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同第四の一中「すべて」を「全て」に改め、「、今後」を削り、「に対する支援を一層強化していく」を「を支援していく」に改める。

第五の一中「重点化等」を「重点化」に改め、「なお、これらの普及指導活動の重点化を図る一方、普及指導員及び市町村、農業委員会、農業協同組合等の地域の関係機関全体として、地域農業の発展等に向けた取組を進めるため、関係機関との連携を確保し、農業協同組合が行う営農指導をはじめ、各関係機関が担うべき分野を明確にした上で適切に役割分担を行うよう努めるものとする。」及び「その際、普及指導員及び地域の関係機関を中心として構成される普及事業推進のための協議会等の活用に努めるものとする。」を削り、同第五中四から六までを削り、三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

二　関係機関等との連携

地域の関係機関、試験研究機関、教育機関、行政機関、民間等との適切な役割分担と一層の連携強化を通じて、地域農業の振興を図るよう努めるものとする。

ア　地域の関係機関との連携

地域農業の発展等に向けた取組を進めるため、市町村、農業委員会、農業協同組合、金融機関等の地域の関係機関との連携の確保に努めるものとする。

また、普及指導員及び地域の関係機関を中心として構成される普及事業推進のための協議会等の活用に努めるものとする。

さらに、地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に留意するものとする。

イ　試験研究機関、教育機関等との連携

法第四条に規定する都道府県試験研究機関等及び法第七条第一項第五号の農業者研修教育施設との一体的な取組の充実強化に努めるものとする。

また、普及指導活動の課題の内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業等を含め、技術シーズを有する多様な者及び産学連携に知見を有する者との積極的な連携に努めるものとする。

さらに、国民の我が国農業に対する理解の増進及び将来にわたっての農業従事者の確保に資するよう、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し情報提供等の必要な協力を行うよう努めるものとする。

ウ　行政機関との連携

国の重要政策や技術対策を踏まえた迅速かつ効果的な普及指導活動の実施に努めるものとする。